

# 寄付金取扱規程

(本規程制定の目的等)

第1条 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）が受領する寄付金に  
関し、必要な事項を定める。

- 2 本規程における寄付金には、金銭と金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本協会は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金受け入れの制限)

第2条 本協会は法令に抵触する場合、若しくはその怖れがある場合、本協会の業務遂行上支障があ  
ると認められる場合及び社会通念上不適当と認められる場合には、当該寄付金の受け入れを辞退し  
なければならない。

(受け入れる寄付金の種類)

第3条 本協会が受け入れる寄付金の種類は、寄付者により使途があらかじめ指定された寄付金及び  
寄付者から使途が指定されていない寄付金の2種類とする。

- 2 寄付者により使途があらかじめ指定された寄付金を受領する場合には、寄付者から具体的な使途  
を指定した書類を收受することを要する。

(寄付金の募集における禁止事項)

第4条 寄付金の募集は、社会通念を逸脱した費用や方法で行ってはならない。又、次に掲げる行為  
をしてはならない。

- (1) 寄付の勧誘又は要求を受け、寄付をしない旨の意思を表示した者に対し、寄付の勧誘又は要求  
を継続すること。
- (2) 粗野、若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑な方法で、寄付の勧誘又は要求をすること。
- (3) 寄付をする財産の使途について誤認させる怖れのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるものの他、寄付の勧誘又は要求を受けた者若しくは寄付者の利益を不当に害す  
る怖れのある行為をすること。

(受領した寄付金の取り扱い)

第5条 寄付者により使途があらかじめ指定された寄付金は寄付者が指定した使途に使用する。寄付者が使途を指定せずに寄付した寄付金は法人管理会計に30%を限度として使用する。

(受領書の送付)

第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。但し、寄付者が受領書の送付を不要と通知してきた場合はこの限りでない。

2 前項の受領書には、寄付金額及びその受領年月日を記載する。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。